

小値賀町議会第1回定例会 (第9日目)

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

議 事 日 程

小値賀町議会第1回定例会

平成29年3月15日（水曜日） 午後1時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（ 横山弘藏議員 ・ 宮崎良保議員 ）
- 第 2 議案第2号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第 3 議案第3号 長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について
- 第 4 議案第7号 小値賀町農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 第 5 議案第13号 町道路線の廃止について
- 第 6 議案第14号 町道路線の認定について
- 第 7 議案第17号 小値賀町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて
- 第 8 議案第18号 小値賀町農業委員会委員任命の同意について
- 第 9 議案第19号 小値賀町農業委員会委員任命の同意について
- 第10 議案第20号 小値賀町農業委員会委員任命の同意について
- 第11 議案第21号 小値賀町農業委員会委員任命の同意について
- 第12 議案第22号 小値賀町農業委員会委員任命の同意について

- | | | |
|-----|--------|----------------------|
| 第13 | 議案第23号 | 小値賀町農業委員会委員任命の同意について |
| 第14 | 議案第24号 | 小値賀町農業委員会委員任命の同意について |
| 第15 | 議案第25号 | 小値賀町農業委員会委員任命の同意について |
| 第16 | 議案第26号 | 小値賀町農業委員会委員任命の同意について |
| 第17 | 議案第27号 | 小値賀町農業委員会委員任命の同意について |
| 第18 | 議案第28号 | 小値賀町農業委員会委員任命の同意について |
| 第19 | 議案第29号 | 小値賀町農業委員会委員任命の同意について |
| 第20 | 議案第30号 | 小値賀町農業委員会委員任命の同意について |
| 第21 | 議案第31号 | 小値賀町農業委員会委員任命の同意について |
| 第22 | 議案第32号 | 小値賀町教育委員会委員任命の同意について |

午後 1 時 3 0 分開会

議長（立石隆教） こんにちは。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって 6 番・横山弘藏議員、7 番・宮崎良保議員を指名します。

日程第 2、議案第 2 号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 2 号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、提案理由のご説明をいたします。

平成 29 年 3 月 31 日をもって、長崎県市町村総合事務組合から南高北部環境衛生組合が解散により脱退することになり、構成団体の変更に伴う組合規約の変更が必要となります。規約の変更につきましては、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、構成市町の協議が必要となりますので、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 2 号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 3 号、長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 3 号、長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少について、提案理由のご説明をいたします。

これも 2 号議案と同様、平成 29 年 3 月 31 日をもって、長崎縣市町村行政不服審査会から南高北部環境衛生組合が解散により脱退することになり、共同設置規約の変更が必要になります。規約の変更につきましては、地方自治法第 252 条の 7 第 2 項の規定に基づき、共同設置市町の協議が必要となりますので、同法地方自治法第 252 条 2 の 2 第 3 項を準用し、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 3 号、長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号、長崎縣市町村行政不服審査会を共同設置する地方

公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 7 号、小値賀町農産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 7 号、小値賀町農産物加工施設の指定管理者の指定について、提案理由のご説明をいたします。

長崎県の農山漁村活性化整備対策補助金を活用して今年度整備をしております小値賀町農産物加工施設については、落花生を中心とした農産物の加工施設であり、町内外との交流促進を図ることも事業計画上の目的としております。このことから、落花生等の加工品製造、販売、及び落花生の収穫、炒り体験その他の農作業を通じた体験事業も実施しますので、指定管理者の選定の方法については、皆さまご承知の小値賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条の規定を適用して、公募を行わず、旧斑小学校の加工施設の指定管理実績がある一般財団法人小値賀町担い手公社を指定管理者に指定したいと思いますので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案をご提案するものでございます。なお、同法同条第 5 項に規定する指定の期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間を予定しております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか？

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 7 号、小値賀町農産物加工施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、小値賀町農産物加工施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第5、議案第13号、町道路線の廃止について、及び日程第6、議案第14号、町道路線の認定については、関連がありますので一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第13号、日程第6、議案第14号を一括議題とします。

議案第13号、議案第14号の提案理由の説明を求めます。 町 長
町長(西 浩三) 議案第13号、町道路線の廃止についてと、議案第14号、町道路線の認定についての提案理由のご説明をいたします。

現在、野崎島の自然学塾村北側から旧野首教会南西側、野崎ダムまでの道路が町道に認定されていませんけども、これから世界遺産の登録に向け、観光客の増加が予想されることから、町道に認定し、適切な維持管理を行いたいと考えております。

まず議案第13号、町道路線の廃止につきましては、野崎港から自然学塾村までの道路1,255mが2級町道野崎本線として認定をされておりますが、終点が野崎ダムまでとなり、重要な路線変更となりますので、一旦、路線番号108の本路線を廃止し、14号議案で新たに路線番号108号野崎本線延長1,528mと、1403号の野首線延長80mとして、改めて認定をお願いしたいと考えております。

詳しくは添付図面で確認をお願いいたします。

よろしくご審議の上、適正なご決定をいただきますようお願いをいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今 田 議 員

1番(今田光弘) 新しくできるほうの道路の図面なんですけど、108の路線の終点といいますか、ダム側ですが、これ、建設中ということで、ちょっと古い現況図に線が落ちてるんですけど、これは現在あるダムの周囲の道路までということでしょうか。確認させてください。

議長（立石隆教） 建設課長
建設課長（蛭子晴市） お答えいたします。

議員おっしゃったとおりです。

議長（立石隆教） よろしいですか。

ほかにありませんか。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第 13 号、町道路線の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 13 号、町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 14 号、町道路線の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 14 号、町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 17 号、小値賀町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることにつき同意を求めることにつ

いてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 17 号、小値賀町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることにつき同意を求めることについて、提案理由のご説明をいたします。

農業委員会の委員につきましては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項で、委員の過半数を認定農業者等で占めるようにしなければならないとされておりますが、同時に認定農業者等が少ない場合においては、この割合を 4 分の 1 以上まで引き下げることができるようになっております。今申し上げた「認定農業者等が少ない場合」とは、「認定農業者の数が委員の定数に 8 を乗じて得た数を下回る場合」と規定をされておまして、ちなみに本町の認定農業者の数は現在 43 名でございます。内訳、個人 41、法人 2 団体でございます。委員の定数 14 名に 8 を乗じて得た数、これは 112 名となりますけども、これは大きく下回っております。このような状況を踏まえまして、認定農業者と、またこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上に引き下げといたしたく、農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項ただし書及び同法施行規則第 2 条第 2 号の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか？

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 17 号、小値賀町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることにつき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、小値賀町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることにつき同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第 8、議案第 18 号から日程第 21、議案第 31 号までの小値賀町農業委員会委員任命の同意については、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 8、議案第 18 号から日程第 21、議案第 31 号までについては、一括議題とします。

議案第 18 号から議案第 31 号までの小値賀町農業委員会委員任命の同意についての提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 18 号から議案第 31 号までの小値賀町農業委員会委員任命の同意を求めることについて、一括して提案理由のご説明をいたします。

農業委員会の委員の選出方法は、平成 28 年 4 月 1 日に改正施行されました農業委員会等に関する法律により、公選制から市町村長による任命制に移行しており、同法第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得て市町村長が任命することとされております。現在の農業委員の任期は、今年の 7 月 19 日で満了を迎えるため、1 月から 2 月にかけて、法第 9 条第 1 項の規定による募集を行いました。その結果、定数 14 名に対して 14 名から届出書が提出されております。内訳は、団体から推薦があったものが 13 名、応募した者が 1 名となっております。いずれの候補者も農業委員会委員としての職務を適切に行うことができる者だと考えますので、任命の同意を求めるものでございます。指名の朗読は省略させていただきたいと思っております。なお、改選後の農業委員の任期は、法律第 10 条第 1 項本文の規定によりまして、平成 29 年 7 月 20 日から平成 32 年 7 月 19 日までの 3 年間となります。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いをいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第 18 号から議案第 31 号までの小値賀町農業委員会委員任命の同意につ

いて、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

ありませんか？

今 田 議 員

1 番（今田光弘） 農業者以外の者で、中立的な立場で公正な判断をすることができる人を 1 人入れなければ、1 人以上を入れるという決まりになっていますが、これも含まれているということですね。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

今田議員お見込みのとおり、1 名、農業者以外の方が含まれております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第 18 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

これから、議案第 19 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意については、

これに同意することに決定しました。

これから、議案第 20 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

これから、議案第 21 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

これから、議案第 22 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

これから、議案第 23 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意については、

これに同意することに決定しました。

これから、議案第 24 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

これから、議案第 25 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

これから、議案第 26 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

これから、議案第 27 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意については、

これに同意することに決定しました。

これから、議案第 28 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

これから、議案第 29 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

これから、議案第 30 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

これから、議案第 31 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号、小値賀町農業委員会委員任命の同意については、

これに同意することに決定しました。

日程第 22、議案第 32 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 32 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意について提案理由をご説明いたします。

小金丸梅夫教育委員の任期満了に伴い、その後任に升水裕司氏をお願いしたいと思います。升水氏は、皆さまもご承知のとおり、長年小値賀町職員として幅広い知識や経験を有しており、性格も温厚で責任感も強く、優れた識見と人格は教育委員として適任だと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意をを求めるものでございます。

なお、これまで六島という二次離島から教育委員として活動いただきました小金丸委員におかれましては、グローバルな視点でのご意見等もいただき、熱心に活動していただきました。心から感謝を申し上げます。

なお、任期は平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで 4 年間となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第 32 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、明日は、午前 10 時から開会します。

ご苦労様でした。

— 午 後 1 時 58 分 散 会 —